

# 大阪都構想反対

## 3回目の住民投票必要なし

- ▶ 副首都・都構想は大企業のための大開発行政。夢洲カジノはその象徴 カジノ計画撤回を！
- ▶ 維新府市政を、住民のために税金を使う市政に変えよう！ 法定協議会設置するな！
- ▶ タウンミーティングで「副首都」と「大阪都構想・住民投票」の全体像を明らかにせよ！

### ● 自民と維新、「副首都整備法案に合意

- ▶ 3月31日、自民党と日本維新の会は統治機構協議体実務者会議で、「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案(仮称) 以下、「副首都整備法案」に合意したと報道され、今開かれている国会での法案の成立を進めるとされています。骨子案(ポイント)しか明らかにされておらず、詳細がよくわかりません。本日のタウンミーティングでその全容を明らかにしていただくことを求めます。参加された皆さん、大阪の将来を左右する問題です。皆で質問していきましょう。
- ▶ 骨子案は以下のようになっています。
- ▶ 首都機能を代替する地域として「首都中枢機能代替地域」と「副首都」の2種類を設定。
  - ※ 2制度とも東京圏との同時被災の可能性が低い地域が対象。首都直下地震の緊急対策地域に該当する1都9県や富士山の火山災害警戒地域の3県などは除外。しかし、なぜか南海トラフ大地震は要件外していると考えられます(大阪を副首都とするためでしょうか?)。
  - ※ 内閣に、本部長を内閣総理大臣とする「副首都整備推進本部」を置く。「副首都」は、道府県の申出に基づき要件が満たされていることを前提に内閣総理大臣が指定する(国会で決めません)。
- ◆ 首都中枢機能代替地域...経済要件なし。多くの自治体を対象とする。
- ◆ 副首都...一定の要件が必要。
  - ①一定の国の出先機関 ②一定の経済・人口規模 ③地方行政体制の整備 経済・人口規模
- ▶ この③にある、「地方行政体制」は、i)道府県と政令市の連携協約締結と、ii)特別区設置の二つを想定しています。特別区設置とは、大阪市を廃止し、いくつかの特別区を設置すること、すなわち維新が進める「大阪都構想」を意味しています。
- ▶ そして、「附則」として、「副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う」と書かれています。 【裏面へ】

平和と民主主義をともにつくる会・大阪  
夢洲カジノを止める大阪府民の会・城東  
大阪市城東区関目6丁目4-2-103 電話 090-8536-3170(山川よしやす)



## ● 副首都と抱き合わせた「大阪都構想」の復活を狙う？

- ▶ 日本維新の会の代表・吉村洋文知事は、「付則」について、「副首都と都構想の2つを結びつけた上で府の名称を「大阪都」にする場合、過去2回は大阪市民だけを対象にしてきた都構想の住民投票を府内全域で実施できる」との見解を述べています。「副首都としての権限や責任は府内全域に及ぶので、府域全体での住民投票を選択することもできる」とは発言したのです。
- ▶ この発言を受けて、維新市議団は4月2日に緊急会合を開催しました。市議団・竹下幹事長は、「昨日初めて聞きました。大阪市内のことを大阪府民の皆さんに決めていただくというのはちょっと違うのかな」と苦言を呈したと報道されました。  
幹事長の言う、「大阪市内のことを大阪府民の皆さんに決めていただく」と言うのは、「大阪市」を「大阪都」とする名称の変更だけではなく、大阪市廃止と特別区設置も含まれていたのではないかと疑念が生じるものです。
- ▶ 「副首都整備法案」に「首都中枢機能代替地域」と「副首都」の2つを盛り込むことによって、実質的に「副首都」の要件に「大阪都構想」の復活を狙っているとも受け取れます。
- ▶ 「付則」にある大都市法の改正の内容の検証が必要です。単なる名称変更(ex.大阪府→大阪都)の仕方だけなのか？それとも「副首都」の名称変更と併せて「副首都整備法案」や地方自治法との整合性を付け、特別区設置を要件とする住民投票の実施(大阪市だけでなく大阪府民を対象に)を定めるようなものを想定しているのでしょうか？
- ▶ 大阪維新の会は、大阪府議会議員定数の大幅削減の検討を進めています。現在の議員定数79議席を29議席へ50も削減するというものです。これでは民意を反映する大阪府議会が壊されてしまいます。「来年4月の統一地方選で公約に掲げ、2031年統一地方選までに関連条例制定・区割りの見直しなども想定」と報道されていますが、ここまで極端な議員定数削減は、副首都と大阪都構想を意識したものと言えます。

## ● どうなる？「大阪都構想」住民投票 大阪市廃止の制度設計を進める法定協議会設置反対

- ▶ 2015年5月と2020年11月に2度行われ、いずれも反対多数で維新は敗れました。当時の松井市長は政界を去り、吉村知事は「大阪都構想は間違っていたんだろう。政治家として再挑戦はしない」と述べていたのです。しかしその後、日本維新の会は自民党と連立合意書を結び、そこに「副首都構想」の法制化を今国会で法案審議することを記載させました。そして、「大阪都構想・住民投票の信を問う」と衆議院選挙と併せた大阪府知事・大阪市長「出直し選挙」を強行し、再選したのです。しかしこの選挙は、大阪府市民の実に「10人に1人以上の方が白票など無効票を投じる」という異常事態ともいえる占拠結果でした。
    - ・大阪知事選挙の無効票 416,783票(投票総数の10,29%)
    - ・大阪市長選挙の無効票 170,620票(投票総数の13,77%)
  - ▶ 吉村知事は、大阪都構想を進めるために、「5月がタイムリミット」だと述べています。
    - ・2月大阪府議会・大阪市会で「大阪都構想」の制度設計を進める法定協議会設置 維新市議団の反対→4月5日～5月7日大阪市全24区・タウンミーティング開催へ 維新府議団は一旦賛成→しかし法定協議設置議案は継続審議に
  - ▶ 5月の大阪府議会・大阪市会で法定協議会設置議案を可決しなければ、来年3月頃を想定する「住民投票」の実施が間に合わないということなのです。そのため4月1日から、大阪府市の副首都推進局職員は65人から120人へ大幅に増員されました。大阪府廃止・特別区設置のための制度設計の策定を突貫で進めるためです。
  - ▶ 3回目の住民投票はどうなるのでしょうか？その実施は許されませんが、吉村知事がどの様な「住民投票」を考えているのかは、はっきりさせなければなりません。
- ①大阪市廃止の「住民投票」(対象は大阪市民)&大阪府を「大阪都」に名称変更する「住民投票」(対象は大阪府民)。
  - ②副首都の名称変更と絡めた大阪市廃止・特別区設置の賛否を問う住民投票(対象は大阪府民)
    - ▶ ②の場合は、吉村知事の述べた「大阪府域全体での住民投票を選択することもできる」と言うことの法的根拠と「付則」の内容の解明が必要です。
- ◆「タウンミーティング」で「副首都整備法案」がどの様なものか、また吉村知事が「住民投票」を大阪府内全域を多少に実施可能とした根拠を明らかにさせていきましょう。維新の大阪市議員団がどの様に考えているのか、真意を述べてもらいましょう。
  - ◆また大阪市を廃止する3回目の「大阪都構想住民投票」は必要ないと、市民の意志を伝えましょう。